

## 水道水質モニタリング結果

番号	採水地点		放射性セシウム濃度 (Bq/kg)		水源
			水道水 ※1	上段: <sup>134</sup> Cs 下段: <sup>137</sup> Cs 原水 ※2	
		採水日	9/3		
1	水戸市	楮川浄水場	不検出 不検出		那珂川
2	東海村 (※5)	外宿浄水場			久慈川
3	日立市	森山浄水場	不検出 不検出	不検出 不検出	久慈川
4		十王浄水場	不検出 不検出	不検出 不検出	十王川
5	鹿嶋市	鹿嶋市役所	不検出 不検出		北浦
6	(※6)	龍ヶ崎市			西浦
7	県南水道企業団	取手市			利根川
8		藤代配水場			利根川
9		牛久市			利根川
10		利根町			利根川
11	守谷市 (※3)	守谷浄水場			利根川
12	常陸太田市 (※4)	瑞竜浄水場			地下水
13		水府北部浄水場			山田川
14	桜川市 (※4)	岩瀬庁舎			西浦
15	神栖市 (※7)	土合緑地			鰐川
16	北茨城市 (※4)	中郷浄水場			大北川

平成24年4月1日から水道水中の放射性物質に係る指標等が以下のとおり見直されました。

○水道水中の放射性物質に係る管理目標値(水道施設の濁度管理の目標値)

・放射性セシウム(134Csと137Csの合計):10Bq/kg

○対象項目

・放射性セシウム(134Cs及び137Cs)

○測定機器

・原則としてゲルマニウム半導体検出器を用いること。  
・本県ではゲルマニウム半導体検出器を使用しております。

○検出限界値

・134Cs及び137Csそれぞれについて1Bq/kg以下を確保することを目標とする。  
・本県では1Bq/kg以下としております。  
・不検出とは検出限界値を下回ったことを指します。

※1 水道水とは浄水場で浄水処理した水であり、県民の皆様が直接口にする水です。

※2 原水とは浄水処理前の河川水等です。県企業局でも原水を検査しホームページで公表しています。

※3 令和元年10月に浄水場を廃止したので検査終了となりました。

※4 平成31年4月から測定頻度が3ヶ月に1回となりました。

※5 令和2年4月から測定頻度が3ヶ月に1回となりました。

※6 令和2年4月から一時中断となりました。

※7 令和2年4月から測定頻度が半年に1回となりました。